

1. 事業の必要性・概要

放射性物質汚染対処特措法が制定され、放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、放射性物質汚染対処特措法施行規則で具体的な処理基準を定めているところである。この処理基準は、当該廃棄物のより円滑な処理を図るとともに、国民の安全・安心を確保する観点から、最新の知見をもとに改正していく必要がある。

さらに、放射性物質により汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場については、半減期等を考慮した長期的な管理が必要であり、廃止に至るまでの間の適切な管理手法と、廃止のための具体的な基準の設定が求められている。

2. 事業計画（業務内容）

（1）焼却施設及び最終処分場における廃棄物の放射性物質挙動調査

① 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する調査

（2）放射性物質による汚染廃棄物に係る処理基準等の検討費

① 放射性物質汚染対処特措法で規定される処理基準等の見直しに向けての技術的検討調査

② 放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場の長期的管理を踏まえた廃止基準等の検討調査

3. 施策の効果

（1）焼却施設及び最終処分場における廃棄物の放射性物質挙動調査

① 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積することにより、現行の処理方法を検証することで、放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。

（2）放射性物質による汚染廃棄物に係る処理基準等の検討費

① 放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する処理基準を最新の知見をもとに改正することにより、放射性物質汚染廃棄物のより円滑な処理を図り、国民の安全・安心を確保する。

② 放射性物質によって汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場について、廃止基準等を設定し、長期的な管理体制を確立する。

放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討業務

目的

- (1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立に伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積し、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全の確保に資する。
- (2) ① 放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する処理基準を改正し、円滑な処理と、国民の安全・安心を確保する。
② 放射性物質によって汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場について、廃止基準等を設定し、長期的な管理体制を確立する。

検討の流れ

24、25年度



26年度



27年度

焼却施設や最終処分場における挙動調査や汚染廃棄物の処理等に関する実態調査(処理業者へのヒアリング等)を実施し、知見を集積し、問題点等を抽出

挙動調査等により抽出した問題点等について、技術的な観点から有識者による検討を実施

集積された知見を基に、汚染廃棄物の長期的な挙動を把握し、処分場の廃止基準の設定(法改正及び省令改正)や円滑な廃棄物の処理に資する。